○国土交通省告示第八十一号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十六条第一項、第八十条の二第一号、第九十四条及び第九十九条の規定に基づき、特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件及び丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年一月十五日

国土交通大臣　石井　啓一

（特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部改正）

第一条　特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件（平成十三年国土交通省告示第千二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第三　基準強度 一　（略） 二　第一第二号イに規定する集成材等の繊維方向の基準強度Fc、Ft、Fb及びFs並びに同号ロ(3)に規定する集成材等のめりこみに対する基準強度Fcvは、それぞれ次に掲げるものとする。 イ　第一第二号イに規定する集成材等の繊維方向の基準強度は、圧縮、引張り及び曲げの基準強度については集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号。以下「集成材規格」という。）第五条に規定する構造用集成材の規格に適合する対称異等級構成集成材、特定対称異等級構成集成材、非対称異等級構成集成材、同一等級構成集成材及び同規格第六条に規定する化粧ばり構造用集成柱の規格に適合する化粧ばり構造用集成柱並びに単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号。以下「単板積層材規格」という。）第四条に規定する構造用単板積層材の規格に適合するA種構造用単板積層材及びB種構造用単板積層材の区分に応じて次の表一から表七までに掲げる数値と、せん断の基準強度については次の表八から表十までに掲げる数値とする。 表一　対称異等級構成集成材（特定対称異等級構成集成材を除く。）の圧縮、引張り及び曲げの基準強度	第三　基準強度 一　（略） 二　第一第二号イに規定する集成材等の繊維方向の基準強度Fc、Ft、Fb及びFs並びに同号ロ(3)に規定する集成材等のめりこみに対する基準強度Fcvは、それぞれ次に掲げるものとする。 イ　第一第二号イに規定する集成材等の繊維方向の基準強度は、圧縮、引張り及び曲げの基準強度については集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号。以下「集成材規格」という。）第五条に規定する構造用集成材の規格に適合する対称異等級構成集成材、特定対称異等級構成集成材、非対称異等級構成集成材、同一等級構成集成材及び同規格第六条に規定する化粧ばり構造用集成柱の規格に適合する化粧ばり構造用集成柱並びに単板積層材の日本農林規格（平成二十年農林水産省告示第七百一号。以下「単板積層材規格」という。）第四条に規定する構造用単板積層材の規格に適合するA種構造用単板積層材及びB種構造用単板積層材の区分に応じて次の表一から表七までに掲げる数値と、せん断の基準強度については次の表八から表十までに掲げる数値とする。 表一　対称異等級構成集成材（特定対称異等級構成集成材を除く。）の圧縮、引張り及び曲げの基準強度

強度等級	基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）		
	Fc	Ft	Fb
			積層方向（それぞれの数値に、集成材の厚さ方向の辺長（単位　ミリメートル）が対応する集成材規格第五条表十八（等級が異なるひき板で構成された内層特殊構成集成材にあっては表三十二）の左欄の区分に応じて、同表右欄に幅方向

強度等級	基準強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）		
	Fc	Ft	Fb
			積層方向（それぞれの数値に、集成材の厚さ方向の辺長（単位　ミリメートル）が対応する集成材規格第五条表十八（等級が異なるひき板で構成された内層特殊構成集成材にあっては表三十）の左欄の区分に応じて、同表右欄に幅方向